

5. 介護予防・日常生活支援総合事業

この事業は、介護保険の要介護（要支援）の認定を受けていなくても、それぞれ個々の健康状態に合わせて2つのサービスを利用することができる。

- 介護予防・生活支援サービス（ヘルパー派遣事業など）
- 一般介護予防事業（老人福祉センター・デイサービス事業など）

【介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ】

・生活や健康状態をチェック

まず、地域包括支援センターの窓口で介護の原因となる心身の生活機能の低下がないか、食習慣、口腔機能、運動機能や体力、認知機能、閉じこもりなどの項目についてチェックします。

・介護予防・生活支援サービス事業

チェックの結果、生活機能の低下が見られた人は「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者となります。また、一般介護予防事業も利用できます。